

愛媛県教育研究協議会八幡浜支部会則

(名称)

第1条 本会は愛媛県教育研究協議会八幡浜支部という。

(目的)

第2条 本支部は教職員の親和提携を密にして教育上の諸問題を研究協議し、本市教育の刷新進展に寄与するとともに、教職員の身分・給与並びに勤務条件の改善を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 本支部の事務局は支部長指定の場所に置く。事務局に事務局長、事務職員を置き、支部長がこれを委嘱する。

(組織)

第4条 本支部は本市内小・中学校に勤務する教職員（休職者・育児休業者を含む。なお海外日本人学校勤務者・在職大学院入学者のうち入会希望者）であって、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(分会・部局)

第5条 本支部は各小・中学校に分会を置く。
2 本支部は事業推進のための部局を置く。
3 部局の組織運営については別に細則を定める。

(事業)

第6条 本支部は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 教育上の諸問題の調査研究
(2) 会員の研修及び会報等の発行
(3) 教職員の身分・給与並びに勤務条件の維持改善
(4) 会員の福利厚生並びに相互の親和団結
(5) 地域における教育諸条件の整備と教育予算の確保
(6) 教育関係機関・団体との連携
(7) その他本支部の目的達成に必要な事項

(役員)

第7条 本支部に次の役員を置く。
(1) 支部長 1名 (2) 副支部長 1名
(3) 局長 5名 (4) 会計監査 3名
(5) 県代議員 愛教研会則による (6) 県評議員 愛教研会則による
(7) 県本部理事 1名(支部長兼任) (8) 分会長 各分会1名
2 各分会には代議員を1名置く。(但し、会員が21名以上の分会は2名)

(役員選出)

第8条 支部長、副支部長、局長、会計監査、県代議員、県評議員、県本部理事は総会で選出する。
2 理事には各局長並びに各部長及び分会長がなり、各部長は支部長がこれを委嘱する。
3 分会長、代議員は、各分会ごとに選出する。

(役員任務)

第9条 役員は下記の通りとする。

- (1) 支部長は本会を代表し会務を統轄する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 局長は局を代表し局内部の会務を統轄執行する。
- (4) 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
- (5) 県代議員は県の総会において、その会務を審議する。
- (6) 県評議員は県評議員会において、その会務を審議する。
- (7) 理事は理事会を構成して会務を執行する。
- (8) 分会長は分会を代表しその運営にあたる。
- (9) 代議員は代議員会を構成して会務を審議する。

(会議・会合)

第10条 本支部の会議は総会・代議員会・理事会・局長会とする。

- 2 すべての会議は構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 部会は、支部長の承認を得て開催する。

(総会)

第11条 総会は本会最高の議決機関であって、全会員をもって構成し、毎年1回4月に開催する。総会は支部長が招集し、次の事項を審議決定する。

- (1) 役員を選出、承認
- (2) 予算の審議、決算の承認
- (3) 会則の変更
- (4) 活動方針及び事業計画
- (5) その他重要な事項

(代議員会)

第12条 代議員会は総会に次ぐ議決機関であって、代議員をもって構成する。

- 2 代議員会は支部長が招集し、予算の補正・細則内規の制定、その他緊急重要な事項について審議する。

(理事会)

第13条 理事会は正副支部長、理事をもって構成し会務執行について審議する。

(局長会)

第14条 局長会は正副支部長、局長をもって構成し会務執行について審議する。

(細則内規)

第15条 本支部の運営に必要な細則及び内規は支部長が理事会に諮ってこれを定め、代議員会の審議を経て執行する。

(会計)

第16条 本支部の経費は会費、その他をもってこれにあてる。

- 2 会費は年度当初4月の総会で決定する。
- 3 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附 則)

- 本会則は、平成17年4月1日から施行する。
一部改定、平成21年4月1日から施行する。
一部改定、平成26年4月1日から施行する。
一部改定、平成28年4月15日から施行する。